

令和5年度答申第5号
令和5年4月21日

諮問番号 令和4年度諮問第96号（令和5年3月31日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号に規定する被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が上記の被爆者に該当することを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、この法律において「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った

者」が掲げられている。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定している。

また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の1号には、広島市の対象区域が掲げられている。

- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和18年a月b日、父Bと母Cとの間の七男として出生し、昭和47年6月21日、Dとその妻Eの養子となった。

父Bと母Cの間には、審査請求人のほかに、9人の子（長男F、長女G、二男H、三男I、四男J、二女K、五男L、六男M及び八男N）が出生した。

（改製原戸籍謄本（戸主：父B）、戸籍謄本（筆頭者：父B））

- (2) 審査請求人は、令和4年1月11日、処分庁に対し、昭和20年8月15日から同月20日頃まで、母Cとともに、当時、旧制○学校に在籍していた二人の兄（二男Hと三男I）を探すため、広島市内に入り、被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書、申述書）

- (3) 処分庁は、令和4年4月12日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が昭和20年8月20日までに被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域に入ったことを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第1項に基づく被爆

者健康手帳交付申請について」と題する書面)

- (4) 審査請求人は、令和4年5月18日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和5年3月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張

Aの担当者は、若く、本件に対して無知・無関心であり、一度の面談もなく、法律の理念・規定に反するから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

- (1) 本件の論点は、審査請求人が被爆者援護法1条2号の被爆者の要件に該当するか否か、具体的には、審査請求人が昭和20年8月20日までに被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域に入ったか否かである。

- (2) この点について、審査請求人は、母Cとともに、昭和20年8月15日から同月20日頃まで広島市内に入ったと主張する。

しかし、その主張に係る入市の期間は、母Cの申述内容（昭和20年8月7日から同月14日まで）と大きく異なっている。さらに、母Cの申述内容に加え、審査請求人の兄弟姉妹（長女G、二男H、三男I及び八男N）の申述内容を考慮しても、審査請求人が母Cとともに広島市内に入った事実を確認することができない。

- (3) したがって、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和4年5月18日

（審査請求書の補正命令）：同月19日

(補正後の審査請求書の受付 : 同月 3 1 日)
本件審査請求の受付 (審査庁) : 同年 6 月 6 日
反論書の提出期限 : 同年 9 月 1 6 日
審理員意見書の提出 : 同年 1 2 月 2 3 日
(反論書の提出期限から約 3 か月)
本件諮問 : 令和 5 年 3 月 3 1 日
(審理員意見書の提出から約 3 か月、審査庁による本件審査請求の受付から約 1 0 か月)

(2) そうすると、本件では、①反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約 3 か月の期間を要したほか、②審理員意見書の提出から本件諮問までにも約 3 か月の期間を要したため、審査庁による本件審査請求の受付から本件諮問までに約 1 0 か月の期間を要している。しかし、上記①及び②の手續に上記の各期間を要しなければならない事情があったとは認められない。したがって、これらの手續が速やかにされていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、5 か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求の受付から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件申請をした際、昭和 2 0 年 8 月 1 5 日から同月 2 0 日頃まで、母 C とともに、二人の兄 (二男 H と三男 I) を探すため、広島市内に入り、被爆したと申述している (申述書)。

なお、審査請求人は、昭和 1 8 年 a 月 b 日生まれである (上記第 1 の 2 の(1)) から、当時、2 歳であったことになる。

(2) そこで、審査請求人が母 C とともに広島市内に入った事実が認められるか否かについて検討する。

ア まず、母 C の被爆者健康手帳交付申請関係書類によれば、母 C は、被爆者援護法 1 条 2 号に規定する被爆者に該当するとして、被爆者健康手帳の交付を受けているが、母 C は、二男 H と三男 I を探すため、長女 G と自分の妹とともに広島市内に入ったと申述している (申述書) にとどまり、その入市の際に審査請求人も一緒であったとは申述していない。

イ 次に、長女Gの被爆者健康手帳交付申請関係書類によれば、長女Gも、被爆者援護法1条2号に規定する被爆者に該当するとして、被爆者健康手帳の交付を受けているが、長女Gは、母Cと二人で広島市内に入ったと申述している（申述書）にとどまり、その入市の際に審査請求人も一緒であったとは申述していない。

ウ そして、上記ア及びイの申述書以外の母C及び長女Gの被爆者健康手帳交付申請関係書類をみても、審査請求人が母Cとともに広島市内に入ったことを確認することができる資料は見当たらない。

なお、母Cは、上記アのとおり、長女Gと自分の妹とともに広島市内に入ったと申述しており、母Cには、二人の妹（三女P、四女Q）がいたことが認められる（改製原戸籍謄本（戸主・R））が、審査庁において母Cの妹の被爆者健康手帳交付申請関係書類について調査をした形跡が認められないことから、当審査会が、審査庁に対し、その点についての追加調査を依頼したところ、審査庁から、処分庁に確認した結果、母Cの妹の被爆者健康手帳交付申請などの記録や審査資料は残っていないとの回答があった（令和5年4月14日付けの審査庁の事務連絡・記5）。

エ また、二男H、三男I及び八男Nの被爆者健康手帳交付申請関係書類によれば、二男Hと三男Iは被爆者援護法1条1号に規定する被爆者に該当するとして、八男Nは同条4号に規定する被爆者に該当するとして、それぞれ被爆者健康手帳の交付を受けているが、これらの兄弟の被爆者健康手帳交付申請関係書類の中にも、審査請求人が母Cとともに広島市内に入ったことを確認することができる資料は見当たらない。

オ そして、その他、一件記録を精査しても、審査請求人が母Cとともに広島市内に入ったことを確認することができる資料は見当たらない。

(3) 上記(2)で検討したところによれば、審査請求人が母Cとともに広島市内に入った事実は認めることができないから、審査請求人は、被爆者援護法1条2号に規定する被爆者に該当しない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原				優
委	員	野	口	貴	公	美
委	員	村	田	珠		美